

長支第1471号
令和3年3月24日

住民主体の通いの場代表者 各位
認知症カフェ代表者 各位
地域支え合いボランティア活動団体代表者 各位
老人クラブ会長 各位

山形市長 佐藤 孝弘
(公印省略)

高齢者を対象とする地域活動の実施にあたっての留意事項等について (通知)

日頃より、山形市の福祉行政につきましてご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、高齢者を対象とする地域活動については、令和3年3月9日付長支第1385号通知において、令和3年3月15日より自粛の取扱いを緩和するとともに、活動の再開にあたっての感染防止対策等についてお願いしたところです。

こうした中、今般、山形市内において新型コロナウイルス感染症が広がりを見せており、令和3年3月22日、山形県と山形市が共同で緊急事態宣言(別添1)を発出し、令和3年3月22日から令和3年4月11日までの間、不要不急の外出を自粛いただくこと等についてお願いしております。また、あわせて市長メッセージ(別添2)を発出し、マスク着用の徹底等についてお願いしております。

こうした状況を踏まえ、活動を継続して実施いただく場合には、マスク着用、手指の消毒、3つの密の回避等の感染防止対策を講じるとともに、お茶飲み等の会話をしながらの飲食は控えていただくよう、改めてお願い申し上げます。特に、マスク着用については、これまで感染が確認された方を見ると、何らかの形でマスクを外しているケースが多く見られていることから、活動される方におかれては、マスク、特に不織布マスクの着用を徹底していただくようお願いいたします。

また、厚生労働省から示された留意事項(別添3)及びチェックリスト(別添4)を再度送付いたしますので、ご活用いただきながら、活動していただきますようお願い申し上げます。

加えて、山形市では、活動の実施にあたって、助言等の支援を行いますので、ご相談等ございましたら下記担当までご連絡ください。

【担当】 山形市長寿支援課 641-1212 (代表)
○住民主体の通いの場・認知症カフェ (内線568)
○地域支え合いボランティア活動団体 (内線564)
○老人クラブ (内線563)